

## 「個性」と「総合力」

個性ある弁護士たちの力を結集し、  
地元京都をはじめとする  
皆様のあらゆるニーズにお応えいたします。



### 京都総合法律事務所メールマガジン 2025年3月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

時々「メルマガの内容は自分で書いているのですか?」とご質問いただ  
くことがあります。

「はい。ちゃんと自分で調べて書いています。」

どんどん進化するAIですが、最後に責任を負うのは人ですし、真偽をチ  
ェックするためにも自分が一次情報に当たっておかないといけないので、  
リサーチの旅に終わりはないですね。

メルマガの発行は、**私が毎月強制的に勉強する機会→皆様に提供できる  
リーガルサービスの品質向上**という好循環の源となっていますが、毎月  
「ちゃんと発行できるのか」というプレッシャーとの戦いでもあります。  
今月も無事発行できホッとしています。

厳選した情報+私自身のコメントをお伝えすることで、皆様の法務免疫  
力を一緒に高め、

**「京都から紛争をゼロにする。」**

を実現していきたいと思っています。

メルマガ特典である過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等の  
無料ダウンロードURLは編集後記に記載しています。どんどんダウンロー  
ドしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です。

<目次>

- 【1】今月の法律ニューストップ5
- 【2】京都総合法律事務所の使い方
- 【3】編集後記

#### 【1】今月の法律ニューストップ5

**★チェックしておきたい3月の法律ニューストップ5★**

## <5位：不適切な広告に対する消費者庁や適格消費者団体の動向>

過剰な広告に対し、消費者庁や適格消費者団体は監視の目を光させていました。この1か月間も複数の行政処分等がなされました。

- ①二重価格表示についてのルール違反に対し、6589万円の課徴金納付命令
- ②二重価格表示についてのルール違反に対し、措置命令
- ③ステマ規制違反に対し、措置命令
- ④優良誤認表示について、1億0903万円の課徴金納付命令
- ⑤優良誤認表示について、適格消費者団体から申入れ

①は、「立体マスク30枚セット3,600円（税抜）」「本日の広告の有効期限5日間」という表示をしていましたが、実際は5日間経過後も同じ条件で購入できる状態にあったことが二重価格表示についてのルールに抵触するとして措置命令を受けていたケースについて課徴金納付命令が発令されたものです。

②は、オフィスチェア等の53商品について「通常価格：¥25,190 10%税込（+送料 ¥2,310～）」等という表示とそれよりも安い販売価格の両方を表示し、「通常価格」と比較して安いことをアピールしていましたが、表示されていた「通常価格」は二重価格表示のルールに抵触したものでした。

措置命令を受けると課徴金納付命令が後から来ますので、このケースもいずれ高額の課徴金納付命令を受けると思います。

### 二重価格表示ルールの解説はこちら

③は、上場企業の失敗事例です。

モニターに自社の商品を無償提供し、Instagramに会社が指示する方針に沿った投稿をすることを依頼したことがステマ規制に該当するとして措置命令を受けました。

Instagramの投稿に、会社から依頼を受けた投稿であることを明らかにしていないので、「当該表示は、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難であると認められる表示に該当する」との判断がなされました。

### ステマ規制の解説はこちら

④は、「高めの血圧を下げる機能性サプリ」「血圧をグーンと下げる」「機能性表示食品きなり匠」「酸化LDLコレステロールを減少させる機能性取得」「血圧を下げる機能性取得」「中性脂肪を低下させる機能性取得」という表示をしていたものの、それらの表示を裏付ける合理的な根拠が提出されなかったケースについて課徴金納付命令が発令されたものです。

⑤は、商品の効果として、実際は爪の中の菌まで殺菌・消毒する効果を承認されたものでないにもかかわらず、商品を使用すると、爪の中に深く浸透し爪の中の菌を殺菌・消毒できると一般消費者に誤認させる表示に対し、適格消費者団体から表示の修正要請を受け、それに応じたものです。

契約を締結する前に契約書チェックをするように、広告を出す前に広告チェックを受けてほしいなと思います。

## <4位：クロミの著作者は誰?>

マイメロディのクロミの著作権を巡って裁判が勃発しています。報道を整理すると、当事者の主張は以下のようなイメージだと思います。

### <原告の主張>

クロミは2005年のマイメロディがテレビアニメ化された際、マイメロディのライバルとして誕生した。原告は被告からアニメ制作の依頼を受け、アニメの制作過程でクロミが発案された。原告の社内には、原告のアニメーターが描いた初期のデッサンが残っている。

したがって、クロミの著作権と著作者人格権は原告にある。

それにもかかわらず、2023年に被告が出版したクロミのファンブックの中に、クロミの作者が被告のデザイナーであるとの記載があり、また、クロミのグッズにも著作・販売元として原告の表記がない。

### <被告の主張>

クロミの著作権は関連する契約等によって明確に被告に帰属している。著作者人格権についても適切に処理されていると考えている。

なお、過去にも

- ・カエルのキャラクター
- ・ウサギのキャラクター

で紛争があったようです。

紛争になるということは、それだけ魅力的なキャラクターを世に生んだということなので、創作活動が評価されたという意味でとても素晴らしいことだと思います。が、契約事になると、キャラクターがヒットする前の作家はやはり弱い立場なので、契約だけで対応するのも限界がありそうですね。

フリーランス新法である程度適正化を図ろうとしていますが、さらに進んで、労働法並みのがっつりした作家を保護する立法が妥当でしょうか。とはいえ、投資する側に十分なリターンがなければ、そもそも投資されずにマーケットも広がらないので、卵と鶏ですね。

創作活動の担い手達がお互い納得して利益が適正に分配されるようなルール作りに貢献したいと思います。

クロミ訴訟は動きがあり次第メルマガ等でご報告します。

## <3位：偽ブランド品の輸入差止件数が過去最多を更新>

財務省の公表によると、2024年に税関で入差止された偽ブランド品の件数は3万3019件（前年比4.3%増）で、公表を開始した昭和62年以来過去最多を更新したことです。

輸入差止点数は、129万7113点で、前年比22.8%増です。

地域別の件数では、

- ① 中国：2万6604件
- ② ベトナム：3215件
- ③ マレーシア：979件

品目別の件数では、

- ① 衣類：1万1774件
- ② バッグ類：7293件
- ③ 靴類：4228件

自社のブランドをコピーされた場合、法的には、商標法と不正競争防止法に基づく対応が考えられます。

商標法は、登録された商標（自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するネーミングやマーク等）を保護する法律です。

不正競争防止法は、世間に知られているネーミングやマーク等を模倣したり無断使用したりする行為を規制する法律です。商標のような登録は不要です。

かつては自己使用目的での輸入は規制対象外でしたので、海外旅行に行った際にスーパーコピー品を買って持って帰る行為はOKでした。

幼い頃に某国に行った際にガイドさんがスーパーコピーお店に一行を案内し、「このスーパーコピーは正規店でも見破れない」というようなことを誇っていたことを思い出しました。

「なぜわざわざ偽物を買うの？」と不思議でしたが、買う人もいるから案内するんですよね。

しかし、**商標法と意匠法の令和3年改正・関税法の令和4年改正により、自己使用目的での輸入も規制対象となっていますので、皆様、連れて行かれても絶対買ってはなりませんよ！**

商標法や不正競争防止法に基づく対応等の知的財産分野は当事務所の注力分野の一つです。

知財の相談はこちら

## <2位：競業避免義務違反による損害賠償請求が否定された裁判例>

退職した従業員が顧客や取引先を引き抜いたので損害賠償請求したい。逆に、独立したら元の勤務先から顧客や取引先を引き抜いたと言われて損害賠償請求された。

どちらのご相談もあり、損害賠償請求が認められたケースも複数あります  
が、今回は、競業避止義務違反を理由とした損害賠償請求が否定された裁判例  
をご紹介します。東京高等裁判所の令和7年2月5日の判決です。

### <事案の概要>

学力テスト事業を営むA社の従業員が、退職時に「在職中知り得た顧客との取引禁止」の約束をして退職し、その後、教職員人材紹介・派遣会社へ転職しました。

すると、A社の取引が激減したため、A社は退職した従業員が在職中知り得た顧客と取引をしていたと考え、退職した従業員に対して競業避止義務違反を理由に減少した売上相当額の損害賠償請求をしました。

### <判断の概要>

東京高等裁判所は、

- ・1年程度の「在職中知り得た顧客との取引禁止」の約束自体は有効。
- ・退職した従業員が実際に「在職中知り得た顧客との取引」をした証明は不十分。
- ・売上の減少については、人材が不足して営業力が低下した可能性もあり、売上が減少したからと言って従業員が「在職中知り得た顧客との取引」をしたと推認することはできない。

と判断し、請求を棄却した第一審判決を維持しました。

競業避止義務違反に基づく損害賠償請求は、まずそもそもそのような義務を課すことが有効かという論点があります。

たとえば、東京地方裁判所の令和4年5月13日の判決は、退職後1年間は会社と取引関係や顧客や競合関係等のある事業者に就職したり、自ら開業・設立したりしない旨の誓約について、

- ① 競業行為を禁止する目的・必要性
- ② 退職前の労働者の地位・業務
- ③ 競業が禁止される業務の範囲・期間・地域
- ④ 代償措置の有無等を総合考慮し、その制限が必要かつ合理的な範囲を超える場合

の各要素を検討し、誓約自体を無効と判断しました。

この①～④の各要素は競業避止の合意が公序良俗に反して無効になるか否かの判断要素として実務上確立したものと言えます。

ご紹介した東京高等裁判所の判決は、競業避止の合意自体は有効と判断して最初のハードルはクリアできたのですが、合意に反する行為があったことを証明するハードルが高く、そこで跳ね返されたものです。

労務のお悩み相談はこちら

この裁判例は、弁護士リチャードソンこと伊山正和弁護士から教えてもらいました！

## 弁護士リチャードソンのXはこちら

### <1位：下請法→中小受託者保護法>

先月号でも1位に輝いた下請法の大改正。この3月11日に改正法案が閣議決定されました。

その名も  
**製造委託等に係る中小受託事業者に対する  
代金の支払の遅延等の防止に関する法律**  
です。  
長い！

下請法は「下請代金支払遅延等防止法」の略称ですが、改正法は名称も12文字から37文字へと25文字も増えてパワーアップしました。

この長い名称、略称はどうなるでしょうか？

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が「フリーランス新法」や「フリーランス保護法」と呼ばれていることを参考に「中小受託者保護法」にしておきます。

「ちゅうしうじゅうじゅたくじぎょうしゃ」絶対噛みますね。

- 概要は次のとおりです。
- ① **協議を適切に行わない代金額の決定の禁止**（価格据え置き取引への対応）  
代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定が禁止されました。
  - ② **手形払等の禁止**  
手形払が禁止されました。また、その他の支払手段（電子記録債権やファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものは禁止されました。
  - ③ **運送委託の対象取引への追加**（物流問題への対応）  
製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が改正法の対象に追加されました。
  - ④ **従業員基準の追加**（適用基準の追加）  
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象が拡充されました。
  - ⑤ **面的執行の強化**  
関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等が新設されました。

閣議決定と同じ日に経済産業省と公正取引委員会が共同で資料を公表しました。改正法案の概要はこの資料が公式なもので、かつ、わかりやすいと思いますので、要チェックです。

[経産省の資料はこちら](#)

### <おまけのYouTube>

- 最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- 最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然？
- 最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- 最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」
- 「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」
- 令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- 最高裁判例解説 何がポイント？運送業者の賃金体系
- 最高裁判例解説 これからどうなる？同一労働・同一賃金
- 未払賃金と割増賃金

[YouTubeはこちら](#)

## 【2】京都総合法律事務所の使い方

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

### 【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

[リーガルサポートはこちら](#)

### 【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

[契約書サポートプランはこちら](#)

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス。  
AIと協働し、AIを超える職的な活動の裏にある想いとは。

## PRTIMES STORYはこちら

### 【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

## ハラスメント相談通報窓口はこちら

### 【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金、薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

## 広告チェックはこちら

SNSでの広報活動で炎上しないためのポイントを整理しました。

## ちょこっと弁護士Q&Aはこちら

### 【カスハラ・クレームガード】

「クレームガード」で「お客様は神様です」の誤解を解き、会社と従業員を守りましょう。

## クレームガードはこちら

### 【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介させていただきます。

## 社外役員のお問い合わせはこちら

## 【3】編集後記

2025年3月号、いかがでしたか？

## 各種無料ダウンロードはこちら

F1、角田裕毅選手がとうとうレッドブルに昇格と報道されていますね！  
不遇を耐え、結果を出し続けた努力が見事に結実しました。  
今年のレッドブルにスピードがあるのかについては懐疑的な意見もありますが、やはりトップチームへの移籍は極めて大きなチャンスです。  
虎穴に入らずんば虎子を得ず。  
日本人初のF1優勝に向けてKeep Pushing！

Audibleは、角田光代さんの「源氏物語」に手を出してみました。いつか聴かないと思っていました。

どんなときもパッと和歌を詠める平安貴族。こんなに瞬時に返歌していたのかと驚愕です。その時代に生きていたら毎日「ちゃんと返せるのか...」とビクビクして過ごすことになりそうです。

しかも、和歌は行間を読まないといけないので、推し量る能力が日常的に鍛えられそうですね。

和歌を詠む文化の衰退が、社会全体のディス・コミュニケーションを加速させているのかもしれないなと感じました。

ところで、角田裕毅選手は「つのだ・ゆうき」選手です。角田光代さんは「かくた・みつよ」さんです。

初見では読み間違えますよね。何とかならないのかなと思っていたが、戸籍法の改正で、令和7年5月26日から、戸籍に氏名のフリガナが追加されることになりました。

流れは、

皆様にフリガナの通知書が届く

↓

誤っていれば正しいフリガナを届け出る

↓

届け出たフリガナが戸籍に記載される

1年以内に届出がなければ通知書に記載されたフリガナが記載される

です。

この届出に手数料はかかりず、届出をしなくても罰則はありませんので、消費者被害に遭わないようご家族・ご友人間で教え合ってください。

阪神タイガースはこの調子で開幕を迎えてください！

才木浩人投手、大谷翔平選手への2年越しのリベンジ成功、誠におめでとうございます！

一週間前は雪が降っていたのに、もうコートが不要ですね。昨日の最低気温が今日の最高気温だったり、訳のわからない気候ですが、皆様ご自愛ください。

それではまた来月！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下の問い合わせフォームからご連絡ください。

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

ご連絡はこちら

---

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

京都総合法律事務所コーポレートサイトはこちら

このメールの配信元：[nozaki@kyotosogo-law.com](mailto:nozaki@kyotosogo-law.com) 宛先 [h-yoda@funaisoken.co.jp](mailto:h-yoda@funaisoken.co.jp)

興味が無い場合 [登録解除](#)

京都総合法律事務所 | 京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル5階